

# 宮崎県屋外広告物審議会議案書

令和4年1月

東九州自動車道（日南市と宮崎市との境界～日南北郷IC）に係る禁止地域の区間の変更について

宮崎県屋外広告物条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域を次のとおり変更する。

（変更前）

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年6月29日告示第630号）

5 [略]

（1） 高速道路

路線名	区 間		距 離	区域の限定	区 分
	起 点	終 点			
東九州自動車道	<u>日南北郷インターチェンジ（日南市北郷町地内）</u>	日南東郷インターチェンジ（日南市東郷町地内）	500m	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等

(変更後)

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年6月29日告示第630号）

5 [略]

(1) 高速道路

路線名	区 間		距 離	区域の限定	区 分
	起 点	終 点			
東九州自動車道	<u>日南市と宮崎市との境界</u>	日南東郷インターチェンジ（日南市東郷町地内）	500m	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等

【理 由】

東九州自動車道の新たな区間の供用に伴い、沿道の良い景観の形成、風致の維持を図る必要があるため。

【施行時期（予定）】

供用開始時期に併せて施行する。

宮崎県屋外広告物条例第11条の規定により表示し、又は設置できる広告物等について

宮崎県屋外広告物条例第11条の規定により表示し、又は設置できる広告物等を次のとおり変更する。

【変更前】

(禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置できる広告物等)

第11条 次に掲げる広告物等は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。

- (1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (1)の2 工事現場の周囲に設けられる仮囲いに表示される広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）に表示される広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 自動車でその使用の本拠の位置が他の都道府県又は宮崎市の区域内にあるものに、当該他の都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都市又は中核市）又は宮崎市の法に基づく条例の規定に従って表示される広告物
- (5) 人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
- (6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示される広告物

## 【変更後】

(禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置できる広告物等)

第11条 次に掲げる広告物等は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。ただし、第7号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件については、規則で定めるところによりあらかじめ知事に協議してその同意を得たものに限るものとする。

(1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(1)の2 工事現場の周囲に設けられる仮囲いに表示される広告物で規則で定める基準に適合するもの

(2) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）に表示される広告物で規則で定める基準に適合するもの

(4) 自動車でその使用の本拠の位置が他の都道府県又は宮崎市の区域内にあるものに、当該他の都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）の区域内にある場合にあっては、当該指定都市又は中核市）又は宮崎市の法に基づく条例の規定に従って表示される広告物

(5) 人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物

(6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示される広告物

(7) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又はそれを掲出する物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

## 【理由】

広告料収入の活用により公益上必要な案内図板等の設置又は維持管理を促進するため。

## 【施行時期（予定）】

令和4年7月改正、同年8月1日施行とする。